

都市公園に係る広報印刷物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市広告掲載要綱に定めるもののほか、都市公園に関して作成する冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒及びその他これらに類するもの（以下「広報印刷物」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 規格、掲載位置、掲載期間、広告料及び選定方法は、別途広告掲載要項に記載する。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者は、春日井市ホームページ等で公募する。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 商品先物取引に関するもの
- (2) たばこ
- (3) ギャンブルにかかるもの
- (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (7) 結婚相談所または交際紹介業
- (8) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (9) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (10) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 特定の不動産に関するもの
- (7) その他、市長が不相当と認めるもの

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、都市公園に係る広報印刷物広告掲載申込書（第1号様式）により、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 第4条及び第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に都市公園に係る広報印刷物広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料)

第9条 広告料については、広報印刷物の種類、発行数、広告の大きさ、色数、発行経費、類似広告の市場価格等を勘案し、決定する。

2 広告料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告料の返還)

第10条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めるとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。